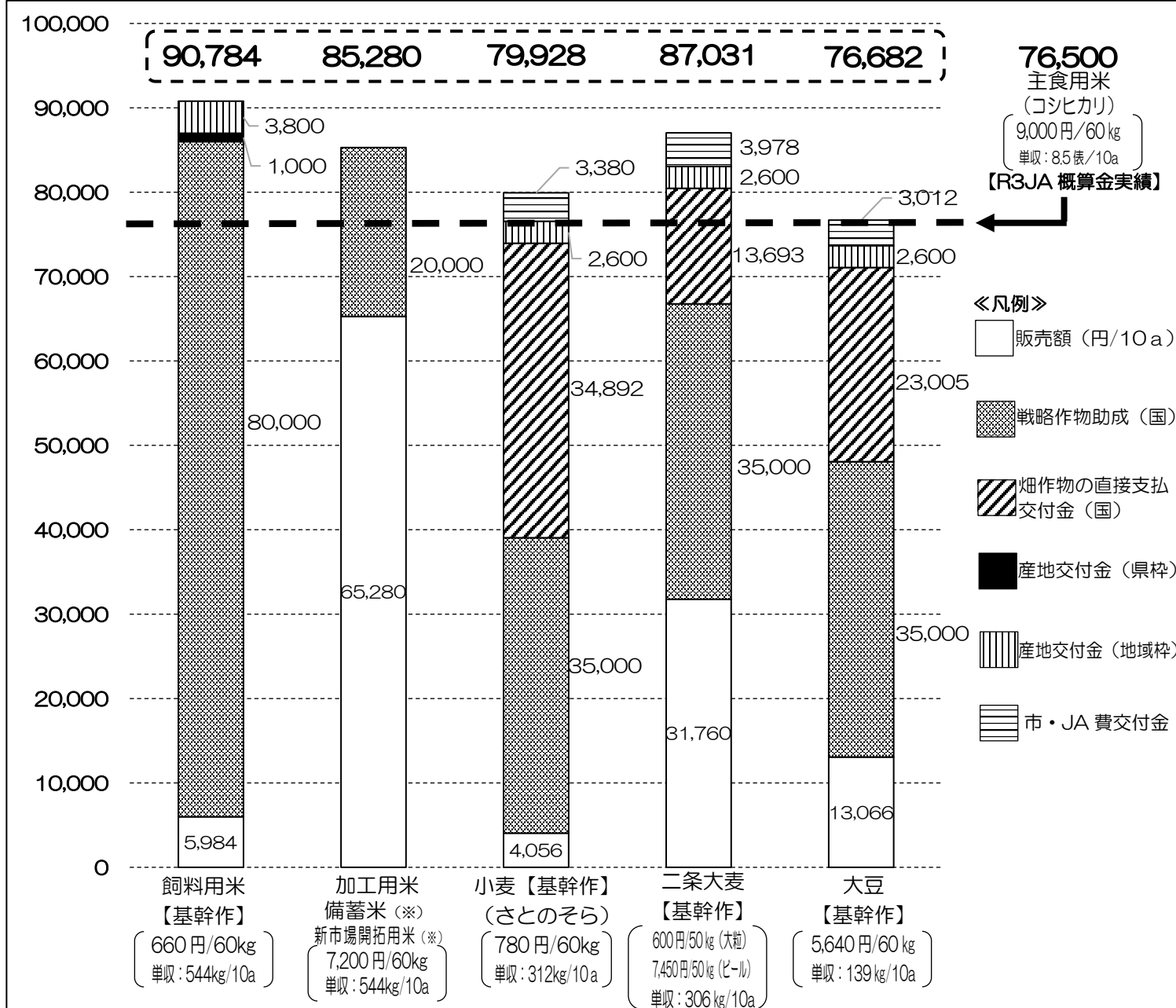


交付金を活用した場合の収入シミュレーション 【令和3年度交付金・実績ベース】

- ★ 令和4年産の作付に当たっては、令和3年産の主食用米の民間在庫量を加味し、例年以上に主食用米からの作付転作に取り組む必要があります。
- ★ 令和5年6月末の民間在庫量の水準を200万トン（※）以下にするためには、令和4年産主食用米等生産量は675万トンとなり、令和3年産の生産量696万トン（平年作）より21万トン以上減らす必要があります。（※民間在庫量が200万トンを超えると米価が下落する傾向がある。）

【収入額(円)／10a当たり(各種交付金を活用した収入)】 ※交付金には一定の要件があります。



● 交付金を活用することで、主食用米よりも転作作物の手取りが多くなります。

【例えば】主食用米が9,000円/60kgの場合は、販売額は76,500円/10a

⇒ 飼料用米は、各種交付金を含め90,784円/10aとなり、「+14,284円」

経営所得安定対策や市・JA費の交付金のほか、本市では、転作促進のための機械導入支援制度もありますので、是非、ご相談ください！

農業者の皆様へ

令和4年産 主食用米の作付率（速報値）について

新型コロナの影響による主食用米の需要減により、令和4年産も一層の作付転換が必要なため、例年、水田の営農計画書の配付時にお知らせしている主食用米の作付率（速報値）を取り急ぎお知らせします。

1 令和4年産 主食用米作付率（速報値）

- 令和4年度の水田面積に対する主食用米の作付率（作付目安）は、

「49%」 を見込んでいます。（前年比7pt減）

※ 正式な主食用米作付率は、宇都宮市農業再生協議会の総会を経て、令和4年度営農計画書の配付時に通知します（速報値が変更となる場合があります。）。

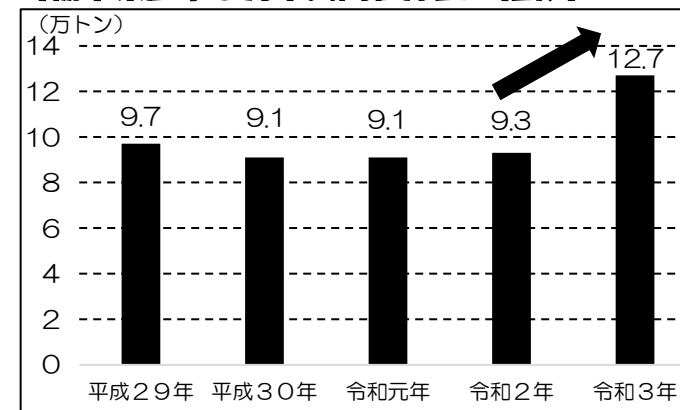
2 令和4年産 主食用米作付率の考え方

- 主食用米作付率は、県農業再生協議会が示す作付参考値に基づき算定しています。
- 作付参考値は、需要に応じた主食用米の生産の目安となる生産数量と面積の値です。
- 例年、作付参考値は、今年産と来年産の全国の需要見込みの減少率に基づき算定されますが、令和4年産は、栃木県産米の在庫増加による米価下落を踏まえ、従来の算定方法に県の民間在庫量の増加分（27,343トン）を加味し算定されました。

【主食用米の作付参考値】

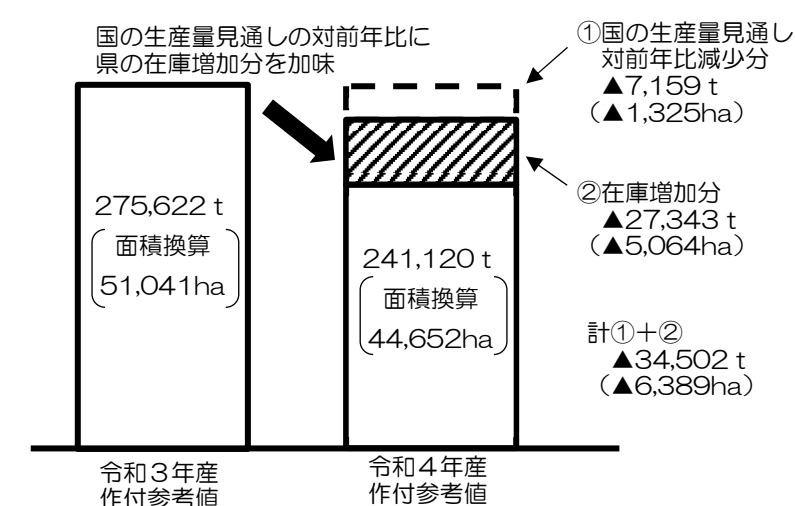
	全国	栃木県	宇都宮市
令和3年産	6,930,000トン	275,622トン (面積換算: 51,041ha)	29,236トン (面積換算: 5,434ha)
令和4年産	6,750,000トン	241,120トン (面積換算: 44,652ha)	25,576トン (面積換算: 4,728ha)
前年比	97.4%	87.4%	87.4%

【栃木県産米6月末民間在庫量の推移】



栃木県産米の販売先は、業務用向けの比率が高いため、コロナの影響が大きく、民間在庫量の前年からの増加率は全国の値を大幅に上回っています。

【令和4年産作付参考値の算定（栃木県）】



【令和4年産の主食用米作付率（本市）】

作付参考値 (4,728ha) ÷ 宇都宮市の水田実利用面積 (9,618ha)

⇒ 49% (前年比7pt減, 令和3年産の主食用米作付率: 56%)

主食用米からの作付転換を支援する国の交付金 （「水田活用の直接支払交付金」と「経営所得安定対策」）の概要

◀水田活用の直接支払交付金▶（令和3年12月24日現在）

1 戦略作物助成

- (1) **対象者** 販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農
 (2) **対象作物・交付単価**

対象作物	対象作期	交付単価（10a 当たり）
麦，大豆，飼料作物	基幹作	35,000 円 (多年生牧草で収穫のみ行う場合：10,000 円)
WCS用稲	基幹作	80,000 円
加工用米	基幹作	20,000 円
飼料用米，米粉用米	基幹作	収量に応じ，55,000 円～105,000 円

2 産地交付金

国から配分される資金枠の範囲内で，都道府県や地域農業再生協議会ごとに「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物，交付単価等）を設定

(1) 県・市設定

区分	対象作物	対象作期	対象者（※1）	交付単価（※2）	
県	露地野菜 （※3）	新規分	基幹作・二毛作	担い手	32,000 円
		既存分	基幹作・二毛作	担い手	9,600 円
	飼料用米・米粉用米	基幹作	—	1,000 円	
	新市場開拓用米	基幹作	—	5,000 円	
市 （※4）	飼料用米等の生産性向上	基幹作	—	3,800 円	
	麦・大豆の生産性向上	基幹作・二毛作	担い手	2,600 円	
	麦・大豆の生産性向上（組織加算）	基幹作・二毛作	担い手の法人 又は集落営農	1,000 円	
	麦・大豆・飼料作物の団地化	基幹作・二毛作	—	17,000 円	
	二毛作助成（麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・飼料用米・加工用米・そば・なたね）	二毛作	—	13,700 円	
	耕畜連携助成（わら利用・資源循環）	基幹作・二毛作 （わら利用は，基幹作）	—	11,900 円	

- ※1 水田活用の直接支払交付金の交付申請者であること。
 ※2 交付単価は，配分額に基づき単価を調整します。
 ※3 加工用トマト，なす，ねぎ，たまねぎ，レタス，さといも，ほうれんそう，ばれいしょ，はくさい，だいこん，スイートコーン，うど，えだまめ，キャベツ，ブロッコリー，にんじん，かんしょ，ズッキーニ
 ※4 市設定の産地交付金については，令和3年度の支援内容です。令和4年度の支援内容は，営農計画書の配付時にお知らせします。

(2) 各取組に対する追加配分

対象作物	取組内容	対象作期	対象者（※1）	交付単価
飼料用米・米粉用米	複数年契約（3年以上） （※2）	基幹作	複数年契約締結者	6,000 円
そば・なたね 地力増進作物（※3）	作付の取組	基幹作	—	20,000 円
新市場開拓用米	国内外の新市場開拓	基幹作	—	20,000 円
	複数年契約（3年以上） （※4）	基幹作	複数年契約締結者	10,000 円

- ※1 水田活用の直接支払交付金の交付申請者であること。
 ※2 複数年契約加算は，継続分（R2年～，R3年～）が対象
 ※3 地力増進作物は，有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組が必要
 ※4 3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分

3 水田リノベーション事業

水田リノベーション産地・実需協働プランに参画する生産者が，実需者ニーズに対応するための低コスト生産等に取り組む場合に，取組面積に応じて支援

対象作物	対象作期	交付単価（10a 当たり）
新市場開拓用米，麦，大豆，高収益作物（野菜等），子実用とうもろこし	基幹作	40,000 円
加工用米	基幹作	30,000 円

- ※1 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要
 ※2 麦・大豆及び高収益作物については，加工用等の用途指定がある。
 ※3 水田リノベーション事業の支援対象となった面積は，令和4年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米，麦，大豆，飼料作物（子実用とうもろこし））及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除外

4 水田農業高収益化推進助成

「水田農業高収益化推進計画（都道府県）」に位置付けられた産地における取組を支援

取組内容	交付単価（10a 当たり）	備考
①高収益作物の新たな導入	20,000 円×5年間	・ 加工・業務用野菜の場合：30,000 円 ・ ②とセット
②高収益作物による畑地化（※）	175,000 円	・ 令和5年度までの時限単価
③その他作物の畑地化（※）	105,000 円	
④子実用とうもろこしの作付け	10,000 円	

※ 高収益作物等による畑地化

- 令和3年度において主食用米，戦略作物，産地交付金又は高収益作物定着促進支援（①高収益作物の新たな導入）の交付対象作物が作付けられ，交付対象水田に該当している農地を7月1日付けで交付対象水田から除外する取組に対して，交付を行うもの
- おおむね団地化された畑地が形成されること。
- 令和4年度以降，5年間は「販売を目的とした作物」を作付すること。

5 都道府県連携助成【令和4年2月の営農計画書配付時にお知らせします】

県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に，対象農業者に対して，前年度からの拡大面積に応じて，県の支援単価と同額（上限：5,000 円/10a）で国が追加的に支援

◀経営所得安定対策▶（令和3年12月24日現在）

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

麦，大豆，そば等を生産する農業者に対し，諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する。

- (1) **対象者** 認定農業者，集落営農，認定新規就農者
 (2) **数量払（品質区分に応じて増減）**

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,710 円/60kg	大豆	9,930 円/60kg
二条大麦	6,780 円/50kg	そば	13,170 円/45kg
六条大麦	5,660 円/50kg	なたね	8,000 円/60kg

※ 小麦の平均交付単価は，パン・中華めん用品種（+2,300 円/60kg）を含む単価

(3) 面積払（当年産の作付面積に応じて交付）

20,000 円/10a（そばについては，13,000 円/10a）

※ 「面積払」（先払）で支払われた金額は，数量払の支払時に差し引かれる。

2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

対象作物を生産する農業者に対し，収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する。

- (1) **対象者** 認定農業者，集落営農，認定新規就農者
 (2) **対象作物** 米，麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょ
 ※ 備蓄米も対象

このチラシ記載の「水田活用の直接支払交付金」と「経営所得安定対策」の支援内容は，令和3年12月24日時点のものであり，変更等があった場合は，営農計画書の配付時にお知らせします。